

# 回 答 書

お問い合わせのありました、この度の町名変更に係る住民投票条例案に対するパブリックコメントにおいて提出のあった意見に対する検討経過及び庁内議論について、お答えいたします。

この度のパブリックコメントにおいて提出のあった意見への対応については、所管する担当課において集約の上、意見に対する考えをまとめ、理事者への決裁において「総合的な判断として条例に規定する内容については変更せず、議会に提案する」との方針を決め、5月21日開催の庁議において方針通り決定しております。

庁内会議においては、原案に対する異議はなく決定しております。

なお、担当課においては、これまでの町民説明会等において説明した内容とその基礎となった方針に基づき意見への考えをまとめておりますので、申し添えます。